



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年8月6日(火) 第10221号

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則(地域福祉課)	2
<b>公 告</b>	
○特別保護地区の指定(自然環境課)	5
○同	5
○同	5

■ 規 則

群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月六日

群馬県知事 山本一太

群馬県規則第四十二号

群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

群馬県生活保護法施行細則(昭和二十八年群馬県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四十八号を次のように改める。

別記様式第48号(規格A4)(第17条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

福祉事務所長 あて

申請者 住所又は居所  
氏名  
個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった理由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	生 年 月 日
	年 月 日 ( 歳)

- 4 公金受取口座の利用について(該当する□にチェックを入れてください)

利用する             利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

別記様式第四十九号中「最低給付額」を「基礎額」と改める。  
別記様式第五十一号中

「7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）  
を  
」

「7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）  
を  
」

進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）  
を  
」

公金受取口座  利用する  利用しない  
※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で  
「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなど  
の書類の添付は不要です。  
」

に改め、

「※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、  
公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。」  
を  
削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第四十九号の改正規定は、  
令和六年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県生活保護法施行細則（次項において「改  
正前の規則」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県生  
活保護法施行細則（次項において「改正後の規則」という。）の規定により提出  
されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があると  
きは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用すること  
ができる。

**■ 公 告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 特別保護地区の名称 赤城山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 別図のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案 別紙のとおり

「別図」及び「別紙」は省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部自然環境課及び群馬県渋川森林事務所並びに前橋市農政課に備え置いて、令和6年8月20日まで縦覧に供する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 特別保護地区の名称 榛名山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 別図のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案 別紙のとおり

「別図」及び「別紙」は省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部自然環境課及び群馬県西部環境森林事務所並びに高崎市農林課及び高崎市榛名支所産業観光課に備え置いて、令和6年8月20日まで縦覧に供する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 特別保護地区の名称 妙義鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 別図のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案 別紙のとおり

「別図」及び「別紙」は省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部自然環境課及び群馬県西部環境森林

事務所並びに安中市松井田支所農林課に備え置いて、令和6年8月20日まで縦覧に供する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---